

新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

中芸広域連合介護サービス課 R2.5.1

下記に主な留意点等についてまとめましたので、参考にして下さい。

また、参考資料「介護保険最新情報 Vol.808」の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）令和2年4月7日付厚生労働省老健局」及び「感染症疑いの方を家庭で看護するときは」を参照して下さい。

【感染防止に向けた取組】

- 1 感染者が発生した場合には、積極的疫学調査が円滑に進むよう、職員及び利用者の体温、症状等の記録、直近2週間の勤務表を準備しておくこと。
- 2 入国拒否の対象地域から帰国後、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、新型コロナ受診相談窓口に報告して指示を求める。
- 3 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤停止を徹底すること。過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤停止となる。
- 4 職場、職場外でも感染拡大を防ぐため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まるのを避ける等の対応を徹底すること。
- 5 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。休憩室等でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

【新型コロナウイルス感染者、感染が疑われる者が発生した場合の対応】

1 定義

- (1) コロナウイルス感染が疑われる者
 - ① 利用者は37.5°C以上の発熱又は呼吸器症状が2日程度続いている又は倦怠感や息苦しさがある者
 - ② 職員等は37.5°C以上の発熱又は呼吸器症状が4日程度続いている者（基礎疾患がある者、妊婦は2日程度）又は倦怠感や息苦しさがある者
- (2) 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者
上記①、②の者と同室、長時間の接触があった、マスク等の着用無しに介護していた又は鼻水や痰、排泄物等に直接接触した者
- (3) 新型コロナウイルス感染者
PCR陽性の者
- (4) 濃厚接触者
PCR陽性の者と同室、長時間の接触があった、マスク等の着用無しに介護していた、鼻水や痰、排泄物等に直接接触した者

2 発生した場合

上記（1）（3）に該当する者が発生した場合、新型コロナ受診相談窓口に電話をする。（利用者、職員の住所地も伝える）中芸広域連合介護サービス課にも連絡する。PCR検査を受けることになった場合は検査結果が陰性であっても、中芸広域連合介護サービス課に連絡を入れること。「事故報告書」については、濃厚接触者の人数等が確定し落ち着いた時期に中芸広域連合介護サービス課に提出。

3 疫学調査の範囲

- (1) 上記（1）～（4）について、施設がリストアップして安芸福祉保健所に提出する。
- (2) 咳、発熱、倦怠感などの症状が、いつ頃から出ていたか経過をまとめる。患者の症状が出てから、事業所内で2メートル以内の距離で接触（同室、介助、食事等）があった人の住所、氏名、年齢、性別、既往歴、患者との最終接触日、連絡先、接触状況をまとめる。
- (3) 濃厚接触者、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者に対しては、感染者および感染が疑われる者と最終接触をした翌日から14日間は健康観察の対象となる。
- (4) 濃厚接触者、濃厚接触が疑われる者に対しての自宅療養、職員の職場復帰等についての対応は「介護保険最新情報 Vol.808」の「利用者の状況に応じた対応について」を参照。
- (5) 管理者は調査結果をもとに安芸福祉保健所や中芸広域連合介護サービス課と相談しながら濃厚接触者等の扱いや職員の配置、事業継続等について判断する。
- (6) 健康観察の対象となった職員、利用者に発熱や呼吸器症状、倦怠感などの症状が現れた場合は医療機関受診前に新型コロナ受診相談窓口へ早急に連絡する。

【その他留意事項】

(通所系)

- ・感染拡大防止のため、職員、利用者、委託業者等、相互に接触する可能性がある者は、マスクを着用し手洗い等の感染防止策を行うこと。
- ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
- ・互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士の距離について配慮する。
- ・声を出す機会を最小限にし、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。

(訪問系)

- ・サービス提供時に利用者の検温をしたら、37.5°C以上の発熱があった場合の訪問介護員の対応(発熱してから、あまり時間が経っておらず、他に重い症状がない場合)

- ① 部屋の換気を行い、利用者と訪問介護員ともにマスクをする。
- ② 訪問介護事業所に利用者の状態を報告し、主治医、介護支援専門員に伝える。

(2日以上発熱が続いている場合、強いたるさや息苦しさ等の症状がある場合)

- ① 発熱、その他の症状を主治医に連絡し、受診や新型コロナ受診相談窓口への連絡等の指示を仰ぐ。
- ② ①で仰いだ指示や利用者の状況に応じて部屋の換気を行いながら、利用者、サービス提供者共にサージカルマスクの着用、使い捨て手袋等を使用しながらサービス提供を行う。手洗い等の感染防止策を実施する。
- ③ 翌日以降のサービス提供については、主治医や新型コロナ受診相談窓口からの指示を踏まえて、介護支援専門員、訪問介護事業所、家族で検討する。
- ④ サービス提供の必要性、内容を検討した上で、サービス提供を行う場合は、訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫し、感染防止策を徹底する。

※有症状の者と接する場合は、サージカルマスクを使用する。

(介護職員の同居人に感染疑い等が発生した場合)

「感染疑いの方を家庭で看護するときには」を参照し、感染防止に努めること。

- ・自宅療養等についての対応は「介護保険最新情報 Vol.808」の「利用者の状況に応じ対応について」を参照。